

学校生活について

学校はいろいろな人と生活を共にしながら学習する場です。お互い安心して気持ちよく学校生活を送ることができ、また楽しく充実した高校生活とするために、ルールやマナーを守り、主体的に学習に取り組むことが大切です。

1 服 装

指定する服装はありませんが、学業に集中できる高校生らしい服装で登校してください。

2 通 学

(1) 電車、バス通学

通学定期券購入のための証明書は、事務室で受付、発行します。

(2) 車両による校内の乗り入れ許可は、自転車・原動機付自転車・自動車とし、自動車を使用する場合は、以下(4)～(6)を適用します。なお、原動機付自転車等の車両の通学は、大変危険なので、免許の取得、車輛の購入、運転について、保護者とよく相談し、保護者の監督のもと運行すること。

(3) 自転車は、改造や整備不良等のないものとし、使用する場合は、鑑札シールを貼る。買い替え等で、車両に変更があった場合は、その都度、新たな鑑札シールを貼る。

(4) 特別な事情により原動機付自転車の通学を希望する場合は、許可の条件は、以下のとおりとする。

ア 原動機付自転車は排気量 50cc 以下のスクータータイプ（幅 65cm・長さ 170cm 以内）を原則とする。

イ 許可する条件は、以下の要件を満たす生徒とする。

(ア) 2 年次より許可の対象となる。

(イ) 学校から原則 5 km 以上の場所、あるいは交通の不便な地域から通学する生徒。

(ウ) 原則アルバイト等に、継続的に従事している生徒。

(エ) 道路交通法や校則を遵守し、遅刻や欠席が少なく学校生活をしっかり送れる生徒であること。

(オ) 改造や設備不良等のない車両であること。

(カ) 任意保険に加入していること。

(5) 許可については、生徒指導部で審議し、可否を決定する。

(6) 新規に許可されたものは、以下の書類等を提出し、車両点検を受けた後、原付の場合は鑑札板を指定された場所に取り付ける。自動車の場合は駐車時に駐車証をフロントガラスの見えやすい位置に置く。毎年、4 月の更新及び買い替え等で車両に変更があった場合も、下記(ア)～(エ)を提出すること。

(ア) 通学用車両特別使用許可願（学校所定の様式）

(イ) 誓約書（学校所定の様式）

(ウ) 運転免許証の写し

(エ) 任意保険契約書の写し

自賠責保険のみは不可。原付はファミリーバイク特約でも可。

(7) 次の行為があった場合は、許可を取り消す場合もある。

ア (4)イを満たしていない場合

イ 特別指導を受けた場合

ウ 誓約書または原付通学許可願に記載されている通学生の厳守事項を違反した場合

(8) 自動車・原付の許可は年度更新とする。

3 その他

(1) アルバイト

「働きながら学ぶ」ことを認めています。アルバイトをする場合は保護者とよく相談し、法令遵守の上、高校生としてふさわしいアルバイトを選ぶこと。アルバイト先は必ず担任に知らせてください。

(2) スマートフォンやスマートウォッチ等、タブレット（通信機能を伴う電子機器）の校内での取り扱いについて

(ア) スマートフォンやスマートウォッチ等、タブレット（通信機能を伴う電子機器）は各自で保管する。

(イ) 授業中は、音が鳴らない状態にし、各自かばんの中、学校が用意するカゴ、または自分のロッカーで管理する。

(ウ) 集会等では各自保管し、所持を禁止する。

(エ) 考查中に関しては、教務規定によるものとする。

(オ) 校内での電子機器の充電は禁止とする。

(カ) スマートフォンやスマートウォッチ等タブレット（通信機能を伴う電子機器）のネット利用に関するトラブルや事件が頻繁に発生しています。メールや SNS による誹謗中傷やインターネットによる有害サイトへのアクセス、出会い系での被害や犯罪、事件に巻き込まれないようにしてください。

(キ) スマートフォンの使用については、マナーを守りましょう。

(3) 夜間外出・外泊

友人宅で夜遅くまで遊んだり、泊まることは、その家庭への迷惑になるばかりでなく、飲酒・喫煙・薬物乱用等、法令違反や非行の温床にもなりかねません。青少年愛護条例により、深夜（午後 11 時から翌日午前 5 時）の青少年の外出は禁じられています。外出する際には、高校生として良識的な時間を守ってください。

(4) 喫煙及び飲酒の防止

20 歳未満の喫煙・飲酒が増加しています。心身の発達途上の若者にとって、これらは有害なものであることはいうまでもありません。一度、喫煙の習慣がつくと、その依存性が大麻・危険ドラッグ等の薬物乱用につながっていく危険性もあります。自分を大切に、喫煙・飲酒は絶対にしないでください。

(5) 自転車保険について

自転車に関連した事故が増加しています。傷害事故になった場合は、高額な賠償事例が増加しています。県では、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が平成 27 年 4 月 1 日に施行されました。自転車を使用する生徒は、必ず自転車保険や高校生向け総合保険に加入してください。

(6) 下校時刻

安いで安全な学校生活を送れるように、1・2 部生徒は 17:00、3 部生徒は 21:30 に下校時刻を設定します。ただし、1・2 部生徒で 3 部の授業受講者については、この限りではありません。